

障害者総合支援法等審査支払事務に係る自治体職員等担当者説明会 質疑一覧

No	質問	回答内容
1	簡易入力システムの点検機能強化における詳細はいつ情報展開する予定か。	平成30年3月23日の合同担当者説明会で、お伝えすることを予定しています。
2	事業所向けパンフレット(小冊子)の配布は、ホームページでの公開の他に電子請求受付システムでの公開は予定しているか。	事業所向けパンフレット(小冊子)は、電子請求受付システムでの公開も予定しています。
3	一次審査結果資料(警告一覧表等)について、平成30年度以降もPDFファイルとCSVファイルの両方を市町村へ提供いただける認識でよいか。	ご認識のとおりです。
4	モニタリング情報について、平成30年度下期からチェックが始まるとのことだが、国保連合会へ情報提供を開始するのは平成30年4月からという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
5	台帳情報整備期間の前倒しについて、必ず実施する必要があるか。	必ず実施する必要があるものではなく、国保連合会と調整いただき判断していただくものとなります。 実施については、国保連合会に対して確認及び調整してください。 なお、国保連合会における一次審査を効果的に実施するためには、各種台帳情報を確実に整備する必要があることから、そのための対応の一つとして推奨するものです。
6	台帳情報整備期間の前倒しに伴い、11日以降の台帳整備が不可となるか。	11日以降の台帳整備については、これまでどおり国保連合会と調整を行った上で整備していただく運用に変わりありません。
7	審査支払事務の見直しに伴い、国保連合会との委託契約の見直しが発生すると考えられるが、国保連合会からその旨の通知が来るという認識でよいか。また、審査手数料の見直しについて、どのようになるか。	審査支払事務の委託手数料について、厚生労働省より発出済みである平成30年2月7日付事務連絡「障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の委託手数料について」をご参照ください。
8	審査支払事務の見直し対応における事前検証について、市町村での確認観点であるエラーへ移行する警告について確認すると思うが、運用上問題があることからエラーへ移行しないよう申し立てをする場合、どこに申し立てすればよいか。	厚生労働省、または国保連合会へご連絡ください。 いただいた意見については制度上の取扱いを確認した上で、エラーへの移行可否を決定いたします。
9	算定時間数にかかるチェックの見直しについて居宅介護の場合、50分の取り扱いについて、45分の取り扱いにするか、60分の取り扱いにするか、今までは各市町村の判断に任されていたが、今後は一律、繰り上げできなくなるか。	居宅介護の報酬については、報酬告示上30分単位となります。 ご質問いただいた居宅介護における50分の場合の取り扱いについては、1時間未満の報酬を算定する認識です。
10	同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェックについて短期入所の場合、同一日の日中活動系と入所系の併用は重複チェックでエラーとなるか。	「資料No2 P.26 ※3」に記載のとおり、日中活動系と入所系の併用については重複チェックの対象外としています。そのため、国保連合会の一次審査においてエラーとはなりません。

No	質問	回答内容
11	今まで国保連合会で点検しきれずに正常となっていた請求もあるが、今回の審査支払事務の見直しに向けた対応においてもそういったものは残るか。	現在、市町村等において実施されている審査事務の運用や審査内容をすべて把握した上で、システム化しているわけではありません。 報酬告示や解釈通知に記載のある内容については基本的には網羅していきますが、なお残るものがある場合は、ご意見をいただければ、今後の審査内容の拡充・強化に向け検討させていただきます。
12	建物の管理は地方公共団体となってるが、事業内容の補助等を行っていないものについて、地方公共団体であるが送迎加算の請求を特例として正常としている。これは今までどおり取り扱えるか。	地方公共団体の取扱いについては、インターフェースを変更しており「指定管理者制度適用区分」という項目を新たに届出事項として管理していただく見直しをしています。 届出事項を適切に設定いただければ、送迎加算を算定した場合についても請求支払上問題なく運用が可能です。
13	〇〇県では、現在、毎月10日前までの期間で暫定チェックを行い、エラー率が90%以上及び100万円以上の請求については事前に連絡を貰い対応を行っているが、仮審査との違いは何か。 また、仮審査においては、事業所で取り下げ・再請求することは可能か。	仮審査に該当する運用をしていると考えられます。 また、仮審査の場合、事業所で請求を取り下げ・再請求することは可能です。 なお、「エラー率が90%以上及びエラー金額が100万円以上」の取り扱いとは、国保連合会独自の取り扱いと考えます。 仮審査については、各国保連合会で運用、対応等が異なるため、所在の国保連合会にご相談ください。
14	新高額福祉サービスについて平成29年11月の事務連絡を確認すると、資格の要件や支払金額の算出等が複雑になると考えられるため、国保連合会への委託を検討している。現在どのような状況となっているか。	現在、協議を行っている状況のため、整理が出来次第説明させていただきます。
15	一次審査における警告からエラーへの移行について、事業所への周知は具体的にどのような方法で行うか。	電子請求受付システムに掲載し、周知することを考えています。
16	複数児童の上限額管理について比較的多量のエラーが発生しているため、上限額管理時の管理結果の設定方法等についてマニュアル化してもらうことはできないか。	過去に管理結果をまとめた資料は提供しているため、改めて周知をするか検討いたします。
17	個別で申し入れを行う場合、厚生労働省に相談する際の連絡先はどこになるか。	厚生労働省側の照会先は、自治体支援係ヘルプデスク宛で、もしくはそれぞれのサービスを受け持っている担当係へ照会してください。
18	複数児童の上限額管理について、上限額管理結果票は電子ファイルでの請求となるが、引き続き警告が表示されるという認識でよいか。	上限額管理結果票と請求明細書との突合チェックは行いますが、それぞれの受給者証番号を持った児童が同一世帯に属するかの判断はシステムではできないため、同一世帯における上限額管理の対象者かどうかについて市町村で確認していただきたい、という意味合いで「警告(重度)」とすることを検討しています。
19	各説明会で出た質疑についてQ&A等での展開はしていただけるか。	各ブロックでの説明会で出された質疑について、全国への周知が必要なものについてはQ&A等で展開します。 また、平成30年3月23日に都道府県・国保連合会合同担当者説明会を実施するため、その場でも説明する予定です。

No	質問	回答内容
20	事業所が請求を入力する場合、簡易入力システムを使用した場合と別のシステムを使用して取込送信システムを使用して送信した場合とで、チェック内容は同等となるか。	取込送信システムでのチェック内容は、簡易入力システムのチェック内容と比較すると同等ではありません。 簡易入力システムではきめ細かいチェックを行うこととして対応を行っていますが、別のシステムでは当該システムにおいてチェックがなされるものと考えます。 なお、取込送信システムと比較し、簡易入力システムのほうが多くのチェックを実施しており、取込送信システムではインタフェースに適合するかというチェックとなっています。 取込送信システムでのチェック内容の充実については、平成30年4月に向けて検討を進めていく予定です。
21	台帳情報整備の前倒しの運用スケジュールについて、締切日等をカレンダーのようなわかり易い形で出してほしい。また、平成30年4月から運用開始になる認識でよいか。	国保連合会と市町村での内容となるため、具体的な運用スケジュール等については所在の国保連合会に確認してください。
22	一次審査のチェック順について、受付審査、資格審査、支給量審査となり、受付審査でエラーとなったものは以降のチェックはされないとのことだが、受付審査にてエラーになったものが修正・再請求され、再請求に対するチェックを行った結果、受付審査は正常となったが資格審査でエラーとなるようなことはあるのか。	ご認識のとおりです。
23	「PP15」について、実績記録票を伝送することができない事業所があるが(実績記録票は紙提出)、資料に記載のとおり未提出の場合、今後は「PP88」としてエラーとなるのか。	提出すべきものがされていない場合は、エラー(返戻)となります。
24	審査対応に伴う自庁システムの改修について、平成30年度にも改修が必要になるという情報を聞いているが、認識はあっているか。	審査対応については、平成29年8月24日に発出されたインタフェース仕様書(案)を示しております。 ただし、審査対応においては段階的に対応を進めていくことを検討しており、内容が固まり次第、順次お示ししていきます。 また、制度改正・報酬改定に係るインタフェースの変更については、平成30年2月9日にインタフェース仕様書(案)を発出し、平成30年3月に確定版を発出する予定です。
25	モニタリングのチェックについて検討状況をご教示いただきたい。	モニタリングのチェックについては平成30年度下期以降の対応を予定しており、現在、チェック内容等について検討を行っている状況です。
26	国保連合会のシステムリリース日をご教示いただきたい。	新インタフェースに対応した台帳情報を取り込めるようにする台帳管理機能のリリースを平成30年4月下旬に予定しています。 また、審査機能の見直し及び平成30年4月施行分の制度改正・報酬改定に対応した審査機能のリリースを平成30年5月上旬に予定しています。
27	事業所が正しく請求するための内容について、事業所が請求に必要な事項はいつ頃誰より周知されるか。各都道府県ごとの国保連合会で対応されるという認識でよいか。	請求に必要な事項の周知については、制度改正・報酬改定・審査の対応について厚生労働省から都道府県を通じて市町村に対しても通知されます。 また、都道府県、国保連合会に向けては平成30年3月23日に合同担当者説明会を予定しているため都道府県、国保連合会とで調整し、周知してください。

No	質問	回答内容
28	事務処理マニュアルについて、暫定版はいつ頃発出されるか。	平成29年度内に暫定版を届けることを目標としています。 また、初版については制度改正・報酬改定の内容を盛り込み、平成30年5月審査に間に合うよう提供する予定です。
29	事業所台帳参照機能について、いつから参照できるか。	平成30年5月請求に間に合うように機能を提供することを考えています。
30	警告(重度)の第一段階のチェックについて、平成30年4月以降の請求受付分からという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
31	警告からエラーへ移行する対象のチェックについては、平成30年10月以降の請求受付分からという認識でよいか。 また、移行の対象エラーコードはいつ頃全量が開示され、どのように知ることができるか。	ご認識のとおりです。 制度改正・報酬改定により、新設報酬に対するチェックや既存チェックに対する変更もあるため、平成30年3月23日の合同担当者説明会にて周知できるよう作業を進めています。 現時点では平成30年10月を目標に警告からエラーへ移行することとして考えていますが、制度改正、報酬改定等対応の状況を踏まえ、いつから移行を行うかを検討していきます。
32	モニタリング日のチェックについて、平成30年4月以降で支給決定が市町村により行われ、それに基づく請求に対して行われる審査であるという認識でよいか。	既にモニタリングに対しては予定月を設定されているものと認識しています。従って、平成30年4月に支給決定する対象者以外についてもチェックすることとしていくため、順次整備をお願いします。 また、平成30年4月に直ちにモニタリング情報の台帳整備をすることは困難と考えており、台帳情報を整備するための一定期間を設け、その後に新たなチェックを追加していきたいと考えています。 当該チェックの追加時期については改めて通知します。
33	同一日、同一利用時間帯における重複サービス利用のチェックについて、複数の事業所請求において、一方の事業所からの請求が月遅れとなった場合もチェックされるか、それとも請求があった月内のみでのチェックとなるか。	一方の事業所からの請求が月遅れとなったものについてもチェックの対象となり、既に支払済の請求が誤っていた場合、過誤として処理していただくこととなります。 その後、後発で請求された内容については、正しければ支払対象とする形になると考えます。